

にIFRS開示を行ったのをはじめ、シェアリングテクノロジー(株)が2018年9月期の第3四半期よりIFRS開示を行っている。

本誌2019年11月20日号(No.1562)掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」では、2019年6月30日時点でIFRSに基づく四半期報告書を開示している204社の開示分析を行っているが、本稿では、分析対象企業を2020年6月30日までの期間にIFRSに基づく四半期報告書を開示している218社<sup>(2)</sup>に広げ、四半期報告書における開示状況の分析を行うことで、今後IFRSの任意適用を検討する企業およびIFRS財務諸表利用者の期中財務報告に対する理解の参考となり得る情報を提供したい。なお、本誌2019年11月20日号掲載の「IFRS任意適用企業の四半期開示分析」から新たにIFRSを任意適用した企業については図表1をご覧いただきたい。

なお、本文中意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

(1) 外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有していることなど。

(2) 本誌2019年11月20日号から、日立化成(株) (2020年6月上場廃止)など4社が減少している。

## 第2章

# 四半期特有の処理、日本基準との相違など IAS34号「期中財務報告」 の概要と会計処理・注記

### 【この章のエッセンス】

- IFRSの四半期報告書では、「要約財務諸表」および「精選された説明的注記」の開示が要求される。
- 「要約財務諸表」のうち、「連結純損益およびその他の包括利益計算書」は、年初からの累計期間だけでなく、四半期連結会計期間の表示も要求される。
- 四半期の会計処理は、法人所得税費用の見積りなど四半期特有の処理が一部認められている。
- 四半期の注記は、精選された注記であり、「重要な事象および取引」と「その他の開示」が要求される。
- 日本基準では、四半期の持分変動計算書の開示は求められておらず、また、キャッシュ・フロー計算書の開示も第1・第3四半期は省略できるが、IFRSではそれぞれ

開示が要求される。

- 金融商品の開示が求められるなど、現行の日本基準と比較すると注記量が多くなる傾向がある。

まず、IFRSによる四半期報告書を開示する場合、どのような規定があるかを整理する。

## IAS34号の位置づけ

IAS34号「期中財務報告」(以下、「IAS34号」という)は、四半期報告書で適用すべき会計処理および本表および注記の開示について定めている。そのうち開示については、企業が1事業年度全体よりも短い財務報告の期間(以下、「期中報告期間」という)において、完全な1組の財務諸表または1組の要約財務諸表を提出することが強制されたときまたは

それを選択したときに、IAS34号が適用される旨が定められている。

日本においては、四半期報告書の場合、四半期連結財務諸表規則93条に基づき、指定国際会計基準特定会社<sup>(3)</sup>に該当する企業は、有価証券報告書と同様に四半期報告書においても、IFRSによる四半期報告書の提出が認められている。したがって、IFRSを任意適用している企業は、各四半期報告書における四半期連結財務諸表にはIAS34号を適用することになる。そして、ある企業の期中財務報告書においてIFRSに準拠している旨の記述をする場合には、それはIAS34号のすべての要求事項に従ったものでなければならぬ(IAS34号3項)。

(3) 四半期連結財務諸表規則1条の2で規定されている有価証券の発行者のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす株式会社をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(イ) 有価証券届出書または有価証券報告書にお